

| | | | | | |
|-------|--------------|-----|------|------|----|
| 教科 | 工業 | 科目名 | 建築法規 | 単位数 | 2 |
| 学科 | 建築 | 学年 | 3 学年 | 履修区分 | 必修 |
| 使用教科書 | 「建築法規」(実教出版) | | | | |
| 副教材など | 「建築基準法令集」 | | | | |

1. 科目の目的

- 1) 建築基準法を中心とする各種の建築関係法規の基礎的な知識を習得することを目指します。
- 2) 建築物の設計、施工、管理などにおいて、その知識を活用する能力と態度を身につけることを目指します。
- 3) 施工管理技術者や将来受験する建築士の資格試験のための基礎学力の確立を目指します。

2. 授業の内容と進め方

教科書だけの理解にとどまらず、建築士や施工管理技術者の資格試験に対応できるように、建築基準法令集などを使ってわかりやすく解説し、過去問題等にも取り組みます。

3. 学習する上での留意点

建築の専門教科との関連を理解しながら、建築基準法令集を引くことを通して、建築に関する法規の学習を深めていくことが主になります。

原則、全員が受験する「建築技術者試験」の試験問題にも含まれる内容でもあり、合格のための小テスト等を実施します。

4. 課題等について

- 1) 配布した問題プリントを解答し提出します。
- 2) 重要な単元では、小テストを行い、内容理解度の確認を行います。理解が不足している場合は、補講を実施します。
- 3) 「建築施工管理技術者試験」に向けて受験対策の補習を実施します。

5. 成績評価規準(評価の観点及び趣旨)

| 評価の観点 | 評価規準 |
|---------------|---|
| 知識・技術 | 建築業界における建築法規の意義や役割を理解できているか。また、学習した内容を設計業務に関連付けたり、安全や環境に配慮し、実際の仕事に応用して合理的に計画し、適切に処理できる能力を評価します。 |
| 思考・判断・表現 | 建築法規に関する基本的な知識を身につけ、建築関係の諸問題に対して適切に判断できる能力を評価します。 |
| 主体的に学習に取り組む態度 | 建築物に関する諸問題について興味・関心を持ち、意欲的に取り組み自ら学習しようとする態度を評価します。 |

6. 評価の方法

評価については、定期考査・小テストでの成績や課題の提出状況を平常点として加えて、総合的に判断します。

- 1) 定期考査(指導計画にある通り1年間に5回実施される)の結果をもとに学習内容の理解度・定着度を評価します。
- 2) 授業への取り組み(学習活動への意欲・出席状況)学習の態度や取り組む姿勢などを評価します。
- 3) 授業時のノートを提出させて、ノートの内容・整理状況を評価します。

《指導計画》 科目名 建築法規

3 学年

2 単位

| 学期 | 月 | 学習内容 (単元・考査等) | 学習のねらい | 評価方法等 | |
|-------------|-------------|--|--|--|--------------------------------|
| 一 学 期 | 4 | 「建築法規」を学ぶにあたって 1 建築法規のあらまし (1) 建築法規の起源 (2) 建築基準法の意義 (3) 法規の体系と建築基準法の構成 (4) 建築基準法の基本用語 | 建築関係法規の期限や必要性を知り、その意義について理解する。 | 行動観察 質疑応答 練習問題 | |
| | 5 | 2 個々の建築物のかかわる規定 (1) 一般構造についての規定 | 建築基準法に示される単体規定, 建築構造と設備に関する規定の概要について理解する。 | ノート提出 | |
| | 6 | (2) 構造強度についての規定 | | ノート提出 期末考査 | |
| | 7 | (3) 防火と避難のついての規定 期末考査 | | | |
| | 二 学 期 | 9 | (4) 建築設備についての規定 | 建築基準法に示される集団規定の、用途と敷地に関する規定の概要について理解できる。 | ノート提出 中間考査 施工管理技術者試験 |
| | | 10 | 3 良好な都市環境を作るための規定 (1) 都市計画法と建築基準法 中間考査 (2) 土地利用 | | |
| | | 11 | (3) 道路と敷地 (4) 密度に関する規定 | | |
| | | 12 | (5) 形態に関する規定 期末考査 (6) 良好なまちづくり | | |
| | | 1 | 4 手続きなどの規定 (1) 手続きに関する規定 (2) 着工前の手続き (3) 工事中的手続き 学年末考査 | | |
| 三 学 期 | 2 | 3 | | | |